

秋田県男鹿半島地域等防災・減災会議等設置要綱

(設置の目的)

第1条 令和6年能登半島地震を教訓に、男鹿半島地域等において同様の地震が発生した場合の防災・減災方針を決定するため、秋田県男鹿半島地域等防災・減災会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(会議)

第2条 会議は、議長及び構成員をもって構成する。

2 会議に議長を置き、秋田県知事の職にある者をもって充てる。

3 構成員は、男鹿市長、鹿角市長の職にある者及び学識経験を有する有識者、行政機関、関係団体で、秋田県知事が指名する者をもって充てる。

4 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 会議は、議長が招集する。

6 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

7 構成員は、その構成員が所属する機関の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。ただし、あらかじめ議長の了承を得ることとする。

(委員会)

第3条 会議で決定する防災・減災方針に向けた具体的な方策を取りまとめるため、実務担当者等で定める秋田県男鹿半島地域等防災・減災対策検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、学識経験等を有する有識者及び行政機関、関係団体の職員のうち、秋田県知事が任命する委員をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、秋田県知事が招集する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を述べさせることができる。

8 委員は、その委員が所属する機関の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。ただし、あらかじめ委員長の了承を得ることとする。

(検討部会)

第4条 委員会に、各検討テーマに係る助言を得るため、リスク検討部会、応急対策検討部会、被災者支援検討部会を置く。

2 検討部会は、検討事項に応じて、有識者の委員のほか、それ以外の委員が所属する機関の実務担当者等をもって構成する。

3 検討部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名するものとする。

4 検討部会は、部会長が招集する。

(任期)

第5条 会議及び委員会は、設置目的を達したときに解散する。

(事務局)

第6条 会議及び委員会の事務局は、秋田県総務部総合防災課、鹿角市総務部総務課危機管理室及び男鹿市総務企画部危機管理課が合同で行う。ただし、構成員及び委員の委嘱並びに報酬及び旅費の支払いに関する事務は、秋田県総務部総合防災課が行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議及び委員会の運営等に関し必要な事項は別に定めることができるものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。